

近世木製人形と芸能の考古学的研究

－御土居出土例を中心として－

関 広 尚 世

2021 8月

公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター

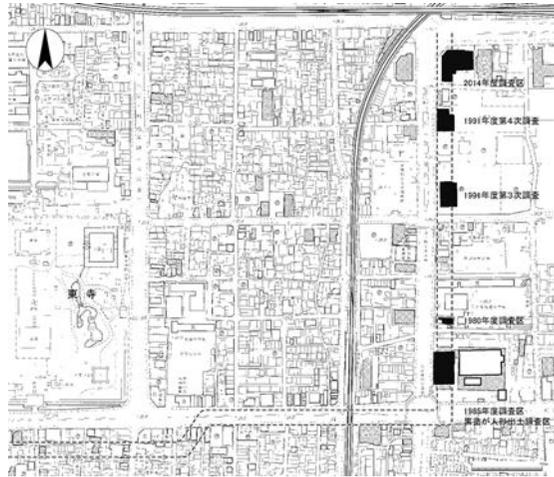
近世木製人形と芸能の考古学的研究

－御土居出土例を中心として－

関 広 尚 世

1. はじめに

近世京都を象徴するものの一つとして御土居がある。天正19年(1591)、豊臣秀吉はこの土塁と堀の造成を通して、京都の改造と都市化を推し進めた。歴史的大事業ゆえに、御土居そのものの調査・研究はこれまでも数多くなされてきたが、総延長22.5kmにもわたる御土居周辺に暮らした人々の実像がみえる研究は意外と多くない。そこで本稿では、『平成30年度京都市



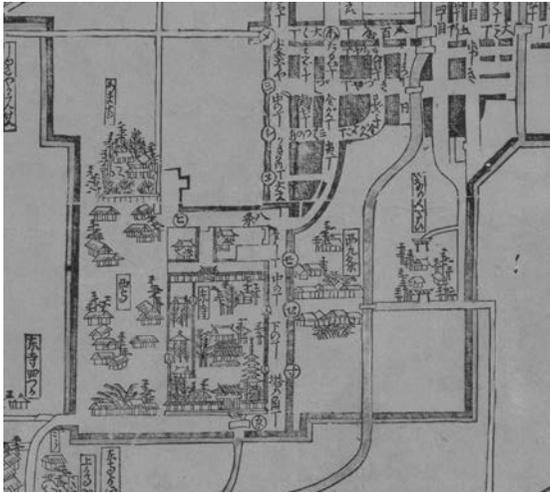
第1図 調査区位置図(1:10,000)

埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務報告書御土居跡(西九条周辺)出土品^(注1)』(以下、『指定報告』)掲載の木製人形を対象とし、考古資料からうかがえる御土居周辺の芸能活動と木製人形の意義についてまとめてみたい。

2. 木製人形の概要

(1) 出土地点

対象とした木製人形は、御土居南端部で京都市埋蔵文化財研究所が調査した4地点から出土した^(注2)(第1図)。1984年度調査区は、平安京左京九条二坊十三町の南東部に位置し、九条大路と油小路の交差部に^(注3)あたる。1991年度第3次調査区は平安京左京九条二坊十五町の南東部に位置し、九条坊門小路と信濃小路の交差部に^(注3)あたる。また、第4次調査区は平安京左京九条二坊十五町北西角と、十六町の南東角にまたがり、針小路と油小路の交差部に^(注4)あたる。第3次調査区南側は、元和6年(1621)～寛永元年(1624)の様子を描いたとされる『京都図屏風』や、『新板平安城東西南北町并洛外乃図』(承応3年(1654)刊行、第2図)から、洛外への出入口が設けられていることがわかっており、その西側には稻荷御旅所が位置



第2図 新板平安城東西南北町并洛外乃図
(西九条周辺、洛外の出入口)

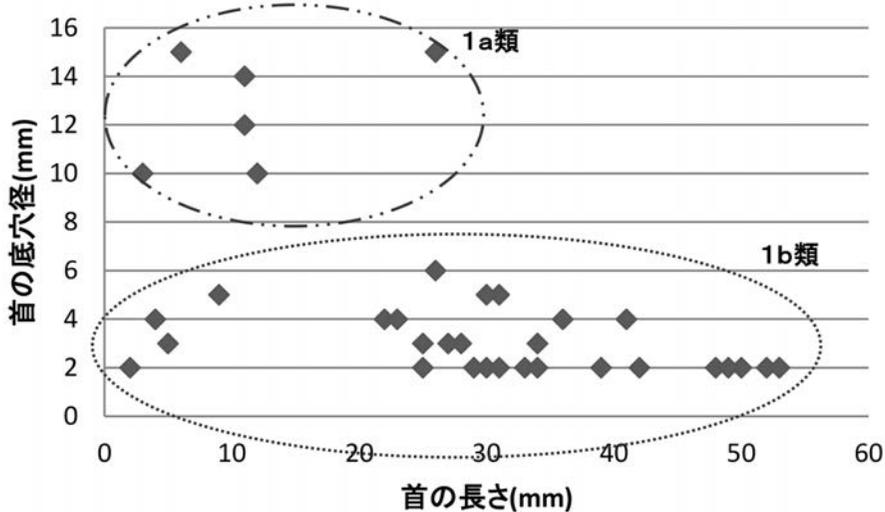
している。^(注5) なお、御土居には、10か所の出入口があったとされているが、場所によっては土塁の取り壊しが早くに始まった場所もあり、江戸時代に入ると、上記以外にも洛外へ抜ける出入口が多数設けられるようになった。こうした背景も念頭に置いておきたい。2014年度調査区は、平安京左京九条二坊十六町の北西部に位置し、八条大路と油小路の交差点部にあたる。^(注7) 各地点の詳細については『指定報告』と各報告書を参照されたい。

(2) 人形の特徴

『指定報告』掲載の木製人形は計99点である。^(注8) ひとがた 人形をあらわすものには、頭・手・足を部位ごとに製作しているものと(以下、分割型)、一体型で製作するものがあり(以下、一体型)、動物やそれ以外のものを表している例もある。なお本稿では未成品や断片以外で各類に特徴的な例を示した。

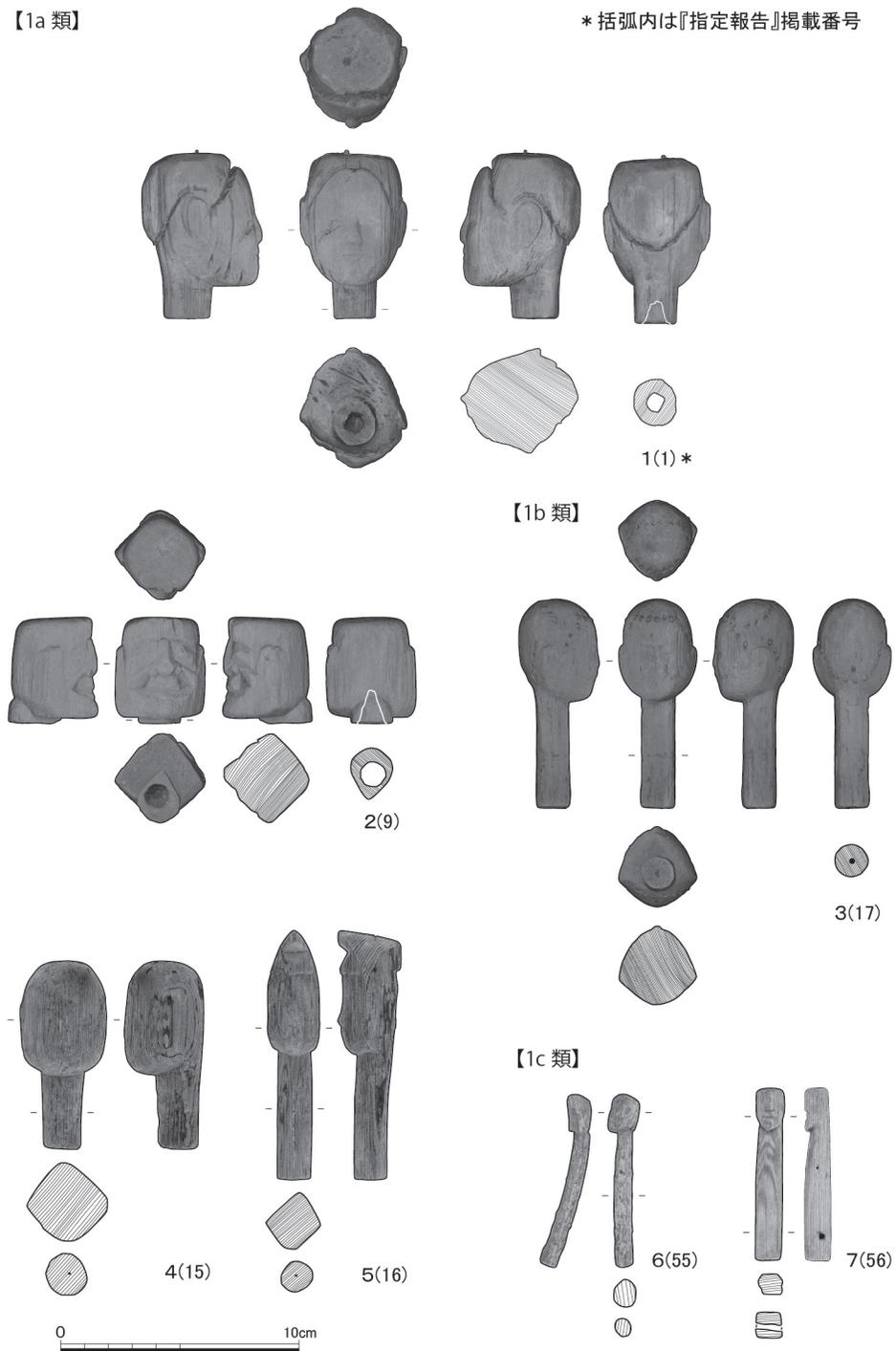
【分割型 - 第3図、第4図】

付表1 木製人形1a・b類における首の底穴径と長さの相関関係



【1a類】

* 括弧内は『指定報告』掲載番号



第3図 御土居出土木製人形(分割型：1d類を除く)

1類 頭部と首の形状が明瞭に分かれる形状である。『指定報告』該当資料の首の底穴と長さをグラフ化すると、規格の相違が明瞭にわかる(付表1)。1a類(1・2)は、首底穴がφ10mm以上、1b類(3～5)は、首底穴がφ10mm未満、1c類(6・7)は、首底穴がなく、1d類(指定57・58)は、人形未成品である。

2類 手や足など人間の体の一部を示すものである(8～10)。

3類^{どぐし}胴串で人形の頭を支えた部品の一つと考えられる。一端には串穴のあるものと無いものがあり、もう一端は尖るのが特徴である(11～14)。

【一体型 - 第4図】

4類 首が長く顔の表現が単純化され、頭部と首が一体的に表現される(15・16)。

5類 全身像を表し、念持仏として用いられた可能性もある(17・18)。

【その他 - 第4図】

6類 ネズミ・ウマ・タヌキなどの動物を表す(19・20)。

7類 人形劇小道具の可能性もあり(21・22)、とくに22は人形用の面である。

3. 既存研究の定点と『指定報告』掲載資料の関係

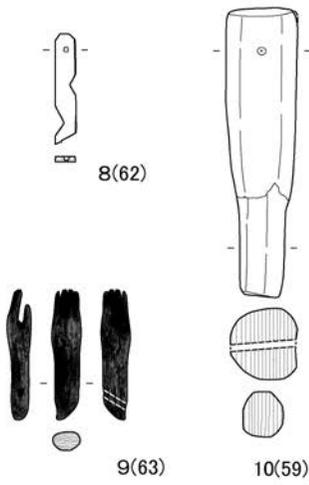
(1) 芸能の定義と既存研究

出土木製人形の考古学的研究は、都城出土例を対象とした研究が中心で、中世以降の研究については途上にあるという印象である。『指定報告』掲載例は、その代表格となるはずであるが、京都では他に白河街区跡・岡崎遺跡^(注9)・伏見城跡^(注10)・御土居跡^(注11)出土例がある。また、加納克己による「遺跡出土の人形かしら分布図」では、東京・神奈川・石川・滋賀・大阪・奈良・岡山・鳥根で木製人形の出土が確認されている^(注12)。

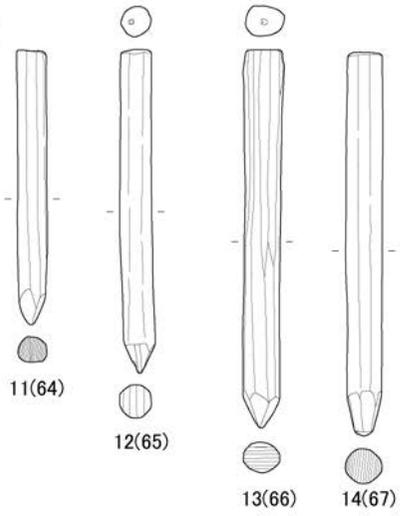
こうした現状を生んでしまった理由は主として2点ある。一つに資料が少なく断片的であること。もう一つは研究手法や分野が細分化されてしまい、それを俯瞰する研究も多くない。考古学的手法をとる場合もこれらの既存研究にもいくらか通じておく必要があるが、市井の担当者が目を通すには何せ膨大なのである。しかし、古代に比べ格段に複雑化した社会では、木製人形の役割にも一種の揺らぎや曖昧さを持ち合わせながら呪術や祓え以上の意味があり、その背景を知らずして考古学的意義を復元することは不可能である。『指定報告』作業の始めから終わりまで、この点にずいぶんと難儀した。今後、調査で新資料が出土する可能性もあるため、以下に「既存研究の定点」を見出し、指定遺物との関係をまとめておきたい。

角田一郎によると、そもそも芸能という言葉が日本で初めて用いられたのは律令の医疾令で、本来は「芸」は学業を含めた広い知識や技術を指し、「能」は個人の力量を示していた。

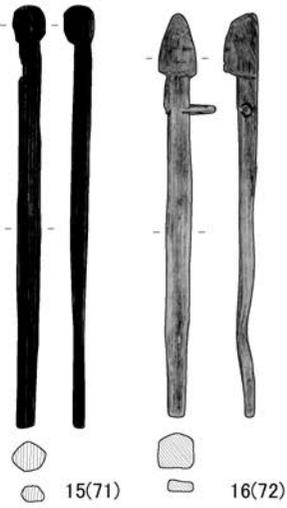
【2類】



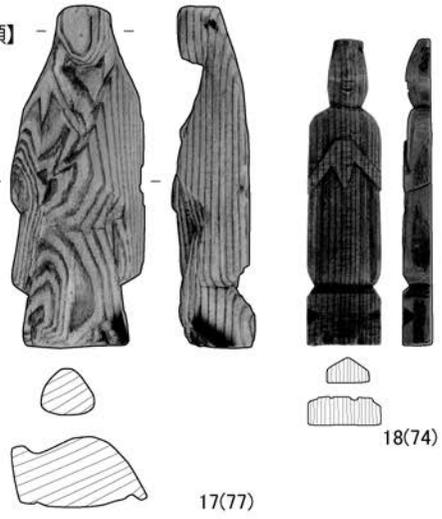
【3類】



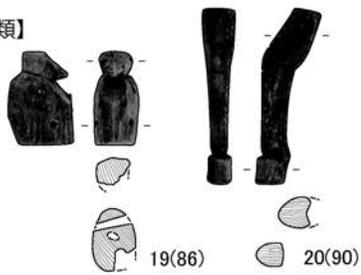
【4類】



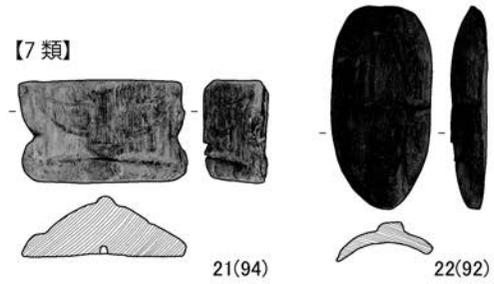
【5類】



【6類】



【7類】



0 10cm

第4図 御土居出土木製人形(分割型・一体型)

それが現在の芸能の意味に近づいていくのは12世紀後半という。仁安2年(1167)の『兵範記』では、芸能の範囲が「朗詠・今様・萬歳楽・白拍子・咒曲・亂舞・読経・俱舎」となっている。14世紀に入ると田楽や猿楽の能が発達し、芸能はさらに限定的に用いられるようになり、世阿弥の『風姿花伝』が成立した15世紀頃、現在の芸能の概念が確立する。

芸能史という分野を提唱したのは折口信夫で、『日本芸能史序説』では、日本の芸能に歴史的にどのような形態があるのかを追求した。その後、池田彌三郎が民俗学として、岩橋小彌太・郡司正勝・後藤淑らが歴史学として芸能史を研究した。後藤淑は、芸能史に歴史学の要素があるとしたが、それを深め5つの課題とともに「新しい芸能史」を提唱したのが林屋辰三郎であるとする。^(註13)

- ①芸能史が歴史学として科学性を持ち、その研究が、国際的・学際的であること。
- ②新しい観点を大切にし、見落とされがちな人々の生活にこそ注目すること。
- ③日本における諸芸能の関係も重視すること(脱猿楽中心主義)。
- ④特定芸能が研究対象となったとき、構成する諸要素の細分化を避けること。
- ⑤新しい芸能史は資料や遺物を重要視しているが、民俗学の立場も軽視しないこと。

角田の『人形劇の成立に関する研究』で、先述の林屋が提唱した「新しい芸能史」が体现し、それを加納克巳は「中国の漢籍、日本の古典籍を博搜、古代から近世古浄瑠璃に至る人形師の、これ以上はないと思われる、一時代を画する通史である」と評した。

人形や人形芝居を出土資料や民俗資料から包括的に論じたのは永田衛吉の『日本の人形芝居』であり、山路興造は「操浄瑠璃の成立」『岩波講座歌舞伎・文楽』で、操りという言葉が用いられたのが慶長11年(1606)であるとした。^(註14)そして、操り人形の包括的な最新研究が、加納の『日本操り人形史』である。加納は、古代から中近世遺跡出土の人形資料に着目し、また、民俗事例も考慮しながら、カシラの編年や操作構造の解明作業を行った。『指定報告』掲載の8体(1～7・32)も『日本操り人形史』に掲載されている。^(註15)上述の通り、膨大な既存研究から、御土居出土の木製人形研究には、芸能史・地域史・人形史が関連すると推察できる。次に各分野と御土居出土木製人形との関連性をまとめてみたい。

(2)人形史からみた木製人形

先に、山路興造は「操浄瑠璃の成立」で「操り」という言葉の初出が慶長11年(1606)としたが、加納克巳は『倭玉篇夢梅本』の記述から慶長10年(1605)に遡るとした。^(註16)また、竹本義太夫が大坂道頓堀に竹本座を開き、義太夫節を確立した貞享元年(1684)が古浄瑠璃期と浄瑠璃期の画期である。さらに『指定報告』掲載の紀年銘資料が示す年代は、天正10年(1582)から延寶3年(1675)で、御土居築造が天正19年(1591)である。以上を総合すると、少なくとも御土居出土の木製人形は「操りという言葉が用いられる(古浄瑠璃期)以前から

古浄瑠璃期までの人形操りに用いられ、天正19年以降に廃棄された人形」ということが出来る。

さらに人形の類型から考察してみたい。前項で示した1a類は「操り人形」「古浄瑠璃人形」、1b類は「申人形」、1c類は「ハサミ式人形」「置人形」と呼び習わされてきた人形である。そしてとくに着目するのは首底の穴や串穴のある手(第4図9)である。これまで、この串穴は、胡粉を付けた人形のかしらを乾燥させる際に用いると考えられてきた^(注17)。しかし、9に串穴のある手が見受けられることから、山路興造が南北朝以降の「手くぐつ」に取り入れたとする「差し串遣い」が御土居周辺でも行われていた可能性がある。なお、この技法を傍証するものとしては、甲府市に伝承された天津司舞、『北京風俗図』にある大道の人形芝居、室町時代末の写しで漢詩文の注釈書でもある『句双紙抄』内の「戸帳」に関する記述がある^(注18)。つまり、首底穴の直径が1.0cmを超えるようないわゆるカマ穴を「持つ操り人形」と共存、あるいはやや先行する形で「差申人形」が作られていたということになる。加えて、共伴する木製品には人形劇の小道具もあり(第4図22)、本稿では図示しないが糸巻・櫛・錐などが、人形製作のための道具であった可能性もある。

(3)地域史からみた木製人形

御土居出土の木製人形は、刷毛・篋・装飾部品・小型品などを伴っていた。それらは農民というよりもむしろ、工人や芸能者が使用していたと想定できるものばかりである。こうした品々が、西九条周辺の御土居から出土する背景には4つの要素があると考えられる。

第1に洛中と洛外を結ぶ交通の要衝となった点である。御土居の築造で東九条との間は御土居の土塁で区切られ、先述のとおり1991年度第3次調査区南側には出入口が設けられていた。ここが、洛外との交通の要衝となったのである^(注19)(第1・2図)。『看聞日記』に鳥羽口や西七条口(丹波口)での興行の様子が記されていることを考慮すると、西九条の出入口と興業の関連性も否定することは出来ない。小笠原恭子は、京都の興業中心地という四条の印象が強いが、それは近世初頭以降のことで、中世における中心地は大炊御門河原であり、四条はそれより格下で糺河原が興行の北限地であったとした^(注20)。また興行場所は、冥府との接点で娯楽だけでなく鎮魂という意味合いもあり、網野義彦が提唱した「公界」と関連付けた^(注21)。そこで興行できたのは、武家とつながることができた平家・田楽・猿楽・曲舞だけで、「大和猿楽」は興行が許されても、傀儡やえびすまわしに代表される「唱門系手猿楽」は、門付けや大道芸しか許されなかったと述べた^(注22)。

しかし、応仁の乱以降、人形まわしを含む芸能は多様化が進み、開催地・演者・名目・観客も幅広い展開をしていった。仮設棧敷は直径27mほどの円形空間があれば設置可能で、専門の業者も存在したという。それを傍証するのが、『大乘院社寺雑事記』長亨3年

(1489) 6月7日条の7日間にわたる勸進興業に関する記述であり、『政基公旅引付』文亀3年(1503)2月20日条の守護が棧敷を構えて見物をしたという記述である。さらに近世以降は、河原者が興行の棧敷をとるようになり、河原での大きな催しが増加したとされている。^(注23)

となれば御土居の堀は「河原」と同義にみなされ、15世紀末には、御土居西九条周辺でも棧敷を構え、民衆が興行を楽しんでいたとしても何ら不思議ではない。現状で具体的な同定は難しいが、『指定報告』にある装飾部品や小型品には、簡易棧敷の装飾や小型木札が入場券の役割を果たしていた可能性も残しておきたい。

第2に西九条周辺には、散所および巷所と呼ばれる場所が存在したことが、工人や芸能者が使用していたと想定できる出土品が多い理由と考えられる。文保2年(1318)9月、後宇多上皇が「掃除料」を東寺に寄進した。そしてそれが、信濃小路→信濃小路猪熊(妙見寺地)→大宮大路(大悲心院)へと拡大し、15世紀以降は信濃小路猪熊(妙見寺地)から南小路散所、南小路から大宮信濃小路に移動し、信濃小路猪熊から東九条へ、九条室町・柳原・町尻・川端散所に拡大し分派した。巷所とは、道路であったところが耕地化・居住地化されたところを意味し、東寺周辺に多数存在した。『東寺百合文書』応安3年(1370)3月には、八条以南九条以北、堀川以西朱雀以東に集中する東寺領巷所に関する記載があり、10世紀頃から巷所化が進んでいたことがわかる。

散所と巷所には散所民がおり、東寺境内や伽藍の掃除、土木工事、所領内住居破却の際の武力行使、寝藍^{ねあい}の生産、絵解き、曲舞を東寺坊舎で舞いたいという希望があった際の仲介^(注24)などを行っていた。こうした集団は、すでに奈良時代から寺奴として知られ、『東大寺要録』や『洛陽田楽記』に関連する記載がある。彼らはもともと「歌舞音楽之曲」を伝える人々、つまり芸能者であり、中には下級仏師も含まれていた^(注25)。また、藤原明衡の『新猿楽記』には、呪師^{ひきひとまい}・侏儒舞^{くぐつまわし}・傀儡子^{りゅうご}・唐術・品玉^(注26)・輪鼓^(注26)・八ツ玉・独相撲・独双六と、多様な職能民がひとところに居住したという記述もある。この寺奴の伝統が、西九条周辺の散所民に受け継がれていたとすると、上述のような仕事に加えて、人形まわしを含む芸能を行っていた可能性は高い。

つまり西九条の御土居一帯は、芸能で繋がる様々な工人たちが集住する賑やかな場所であったと考えられる。

第3に稲荷大社御旅所との関係である。御旅所はもともと、上社・中社が八条坊門猪熊(梅小路猪熊)、下社が七条油小路にあり、それが中世後期に柴守長者の宅地であった八条坊門猪熊へ移った。そして、豊臣秀吉が行った区画整理により、現在の場所に移転した。御旅所には2つの役割がある。一つは、朝廷の祭礼に関係していた稲荷社が、日本古来の

靈魂観に基づく御霊信仰を土台とした疫病駆除のための祭礼を行うための場所であり、もう一つは、稲荷祭とは関係ない「御体」のための宗教的活動を独自に行う場所でもあったという点である。稲荷旅所の神主は、本社が補任していたが、中世以降は手工業者の台頭により「七条村民」、「後院細工所」に補任権が移っていた^(註27)。秀吉が現在の場所に移動したのちもその性格は失われなかったと考えられる。つまり、上述の第1の要素では、御土居出入口での興行について述べたが、左京七条附近に居住していた都市民が祭礼を支援していたのであれば、西九条散所民が御旅所祭礼や独自の蹴球活動に関連して興業した可能性も十分にある。

第4はキリシタンとの関係である。秀吉による区画整理と御土居の築造で、西九条村と東塩小路村が洛中に取り込まれた。『日本耶蘇会年報』には、元亀四年(1573)3月29日京都にいたイエズス会ルイス＝フロイスが、足利義昭と織田信長の騒乱を避けて西九条村のキリシタンを頼ったとある^(註28)。これを裏付けるかのようにキリシタン墓も発見されており、墓碑も出土している。指定資料の中にも、アルファベットが記された荷札があり(『指定報告』掲載番号426)、その墨書がポルトガル宣教師のセルソ・コンファロネイロである可能性を残している。『耶蘇会士日本通信』や『伝統芸術講座』第2巻、歌舞伎・文楽には、装置で見せたと推察される人形劇や切支丹能に関する記述がある。御土居出土木製品との

付表2 芸能史における呼称と記載主要文献

年号	文献名/歴史的事象	記載内容	呼称
永久2年	1114年 『中右記』	丹波国に定住性の傀儡子	傀儡主流
建暦2年	1212年 『名月記』	傀儡の徒の喧嘩	
建長元年	1249年 『前田家所蔵文書実相院及東寺宝菩提院文書』	領主との訴訟に勝ち、稲作を行う傀儡	
応永3年	1370年 『東寺巷所檢注取帳』	八条猪熊と堀川間の南類などに居屋敷あり	
応永23年	1416年 『看門日記』	古代とは異なる芸能集団、手くくつの初出	手くくつ出現
応仁元年 文明9年	1467年～ 1477年	応仁の乱	
文明15年	1483年 『実隆公記』	亀太夫と呼ばれる非声聞師系の手猿楽_手猿楽初出	手猿楽
長享3年	1489年 『大乘院寺社雜事記』	7日間にわたる勧進興行	手くくつ～ あびすかき
文亀3年	1503年 『政基公旅引付』	泉南・泉北両方の守護が数敷を構えて見物	
	1520年頃 『洛中洛外図屏風』	首掛け箱人形が描かれる	
天文24年	1555年 『私心記』	手くくつと能を演じる_20年前からあびすかきが登場	
永祿10年	1567年 『言繼卿記』	手くくつの興業	過渡期
天正8年	1580年 『御湯殿上日記』	九条所のひいなさるがくという記述	あびすかき
天正19年	1591年	御土居築造	主流
文祿4年	1595年 秀吉による陰陽師彈正_土御門久脩が流罪	民間陰陽師の卑賤親強まる	あびすかき～ 古浄瑠璃
元和年間	1615年～ 1624年 『築城図屏風』	人形芝居の舞台が描かれる	古浄瑠璃
寛永年間	1624年～ 1645年 『堂本家本四条河原道楽図』	長い胴串・長い手の操作棒	
延宝年間	1688年～ 1681年 『四条河原風俗図巻』 (実際に描いたのは1688-1704年)	カシラだけ売られている様子	

直接的な関係を示すことが難しいが、背景にキリスト教文化との接触も存在することは今後、記憶にとどめておくべき事象である。

(4) 芸能史から見た木製人形(附表2)

人形廻しといえ、中世に活躍した傀儡(子)が想起される。そこで、傀儡から近世の木製人形までの流れを押さえておきたい。

日本最古の操り人形に関する記述は、奈良時代末から平安時代初頭にかけて成立した『華嚴経音義私記』にある。これは『新訳華嚴経』の注釈書であった『新訳華嚴経音義』をもとにしており、その中に漢語「木人」の註として「久々都」(くくつ、ただし第2音が濁るくぐつと併用)という記述がみられる。木人とは「機関木人」の略で、単なる木製人形であったと考えられている。

「久具都」という記述が『万葉集』卷三「角麻呂歌四首」の第2首にもあり、明確に「くぐつ」と第2音が濁る。これは、「藁にて袋のように編みたる物」とされ、それを指す語が『宇津保物語』や『玉勝間』にもみられる。この「久具都」は、朝鮮からの漂流民が販売した柳の木で作られた器で、大江匡房の『傀儡子記』や、それに基づいて記された浜田耕作の「古表八幡の傀儡子」(『芸文』第2年第5号)では、漂流民が傀儡を伝えたと言われた。木人の「くくつ」と袋の「くぐつ」が似た音であったため、谷川士清の『倭訓栞』にもあるように、両者が関連付けられていった。しかし、木人の「くくつ」はアクセントが下音であるのに対し、袋の「くぐつ」は上音であることから、両者は語源の異なる別の言葉と考えられている。^(注29)

『倭名類聚抄』は、中国の「傀儡」が日本の「久々豆」であるとした最古の記録である。ただし、中国では芸と人形そのものを指す言葉であったのに対し、日本の場合は独楽のまえに記されていることから、人形そのものを指し示す意味合いが強かった。『定頼卿集』では、「くくつまわし」という用例もみられ、明らかに人間を表す語として平安時代後期によく用いられていた。^(注30) また、「かたしろ」「よりしろ」「ひとがた」が、「ニンギョウ」と呼ばれるようになるのもこの頃であるという。^(注31)

南北朝期の『庭訓往来』では、「傀儡師」という表現も見られるようになる。「傀儡子」との違いは、それが部族的な意味合いを持つのに対し、「傀儡師」は操り人形を廻す芸能人を意味する。ただし、「傀儡子」に部族的な意味合いはあっても、それが外来のものであるという証拠はない。さらに『梁塵秘抄』卷2では、「天久々豆」(てくくつ)という言葉も用いられており、室町時代には「傀儡」を二文字で「てくくつ」と呼んでいたことがわかる。この「てくくつ」には、素人で正式な座の組織に属さず猿楽を行う者という意味合いがあった。^(注32) 「傀儡子」、「傀儡師」、「てくくつ」の意味合いを紐解くと、平安時代末

から鎌倉時代初頭に向け、人形廻しやそれを行う者が必ずしも部族的な集団に属しているわけではないということがわかる。それは「傀儡」という存在が、加速度的に多様化したことを意味しているのではないだろうか。

さらに『傀儡子記』には、女性に関する記述が多いものの、男子が狩猟をし、馬を所持すること、在籍とならずに統治者へ服従しないことなども特徴として記されている。生業形態も人形操りが中心ではなく、手工業・販売・巫覡・葬礼など多角的なものであった。

一方、『中右記』には定住していた記録もあり、さらに訴訟権も持っていたことが記されている。つまり、一般農民とは異なる軽微な課役を行いながら、土地使用や行動制限を条件に、定住集団が形成されていたのである。彼らは通常の耕作地ではなく、居住地附近の未開拓地で開墾を行っていた。訴訟が起きたのも、集団が拡大すれば、自ずと新しい要求が増えたためと考えられる。^(注33)

上記を総合すると、この集団は「(3)地域史からみた木製人形」で述べた散所民のような存在となっており、巷所へ居住した集団のうちの一つであったと考えられる。

室町時代後半になると「ゑびすかき」と呼ばれる人形廻しが現れ、「てくくつ」という言葉が廃れていった。そして、応仁の乱後は社寺の勢力に依存する傾向が強まる。その代表例が、西宮夷社の支配下に入った「ゑびすかき」であった。角田は、「近世において西宮神社の末社百太夫社が散所村に存していて、人形を操る多数の傀儡師がその散所村に住んでいた」とし、黒木勘蔵は、『浄瑠璃史』のなかで「その中でも最も名高かったのは、西宮の夷神社附近の散所に百太夫を祭って住んでいた特殊な一群」とした。^(注34)

この「ゑびすかき」という言葉は、天文24年(1555)から慶長20年(1615)まで用いられる。角田は、「ゑびすかき」が、京都に以前から栄えていた「てくくつ」と西宮の散所民が統合したものと考えた。それは、西宮の散所民が年末年始に夷神札を配布してまわる際、「ゑびすかき」が同伴して宮中や公家・武家・僧家に入出入りするるのであるが、それが終わると散所民は西宮へ帰り、「ゑびすかき」は京都での興行や諸国巡業を続けたというものである。江戸時代に入り社会秩序が安定すると興行街が成立し、それに伴って西宮散所民との連携もなくなって「ゑびすかき」という名称も消滅したというのである。^(注35)この時期はちょうど、古浄瑠璃期開始時期と重なっている。

傀儡の歴史を概観すると、それが政治的背景をもとに成立したのではなく、むしろ自然発生的で、それを専業としたものは少なかったということがわかる。また、『傀儡子記』や『中右記』の記述や、木製人形出土地周辺に散所があることを考え合わせると、そこに居住していた人々が、人形を製作して廻していたと考えるのがごく自然である。木製人形とそれに共伴する木製品が、散所民の多様な職能を考古学的に示していると考えられる。

4. まとめ

人形史・地域史・芸能史関連の先行研究における定点をまとめ、御土居出土木製人形の考古学的な意義について考察した。その結果、御土居出土の木製人形が、古浄瑠璃期以前から古浄瑠璃期までの人形操りに用いられ、人形の形状からいわゆる「差し串遣い」に用いられたものも併存していたことが明らかになった。そして、地域史という観点からは、出土地と御土居堀・西九条・稻荷大社御旅所という立地やキリシタンとの関連性がうかがえ、それが人形制作や使用に関係した人々の社会的背景や地位を表していることが明らかとなった。芸能史からは、出土木製品の歴史的背景として傀儡・てくくつ・ゑびすかきという芸能者の変遷を追うことが出来た。

木製人形を雑多な出土木製品のひとつとしてとらえてしまうと、御土居はただの廃棄場所としてしか評価できない。しかし、上述のような先行研究上の定点を紐解くとき、雑踏と喧騒にまみれる巷が目前に現れる。本稿が木製人形の考古学的な調査研究の一助となり、類例の増加により、研究が深化していくことに期待したい。

(せきひろ・なおよ = 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所)

- 注1 京都市埋蔵文化財研究所2019『平成30年度京都市埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務報告書御土居跡(西九条周辺)出土品』
- 注2 1980年度に平安京左京九条二坊十三町の信濃小路と油小路交差点でも出土したが、出土状況が曖昧である。
- 注3 丸川義広ほか1987「平安京左京九条二坊」『昭和59年度京都市埋蔵文化財調査概要』、(財)京都市埋蔵文化財研究所 pp.22-25
- 注4、菅田薫1995「平安京左京九条二坊1」『平成3年度京都市埋蔵文化財調査概要』(財)京都市埋蔵文化財研究所 pp.32-34
- 注5 前掲注1 p.17図11・12
- 注6 西田直二郎1920「御土居」『京都府史蹟勝地調査会報告』2 京都府 p.1
- 注7 松吉祐希ほか2015『平安京左京九条二坊十六町跡、御土居跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2014-9 (公財)京都市埋蔵文化財研究所
- 注8 前掲注1 p.31
- 注9 1区井戸58(pp.104-105)と、2区井戸10(pp.106-107)で、いずれも室町時代後期に属し、烏帽子表現のある木製人形が出土した。近藤奈央・木下保明2005『白河街区跡・岡崎遺跡』(財)京都市埋蔵文化財研究所
- 注10 埋葬1145から一木造り小型仏像未成品(木31)が出土した。17世紀後葉から18世紀中葉の江戸中期に属する(pp.108-109)。大立目一ほか2007『伏見城跡』(財)京都市埋蔵文化財研究所

- 注11 御土居濠298上層から馬脚(木50)・人形2点(木51・52)が出土した。柏田有香ほか2018『平安京右京七条一坊二・四・七・八町跡、御土居跡、堂ノ口町遺跡』(公財)京都市埋蔵文化財研究所
- 注12 加納克巳2007『日本操り人形史』八木書店 p.31
- 注13 角田一郎1963『人形劇の成立に関する研究』旭屋書店
- 注14 前掲注12 pp.2-4
- 注15 前掲注12 pp.122-132頁
- 注16 前掲注12 p.3
- 注17 加納克巳氏との私信による
- 注18 網野善彦ほか編『形代・傀儡・人形』平凡社1991 p.28
- 注19 前掲注5
- 注20 小笠原恭子1980「中世京洛における勸進興行－室町期」『文学』48-9号 p.58
- 注21 前掲注20 p.62
- 注22 前掲注20 p.64
- 注23 前掲注20 p.66-67
- 注24 吉村享ほか校訂1992「散在莊園」林屋辰三郎編『資料京都の歴史』13 平凡社
- 注25 田中省造1983「運慶と阿古丸－仏師と傀儡の世界－」『皇學館論集』16-1 pp.56-57
- 注26 大曾根章介校注1979「新猿楽記(藤原明衡)」『日本思想体系』8、岩波書店148-150、「木の道の長者」(p.148)、大仏師が人形を製作している(p.150)という記述がある。
- 注27 岡田莊司1994「平安京中の祭礼・御旅所祭祀」同『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会 p.462
- 注28 前掲注24 p.176
- 注29 前掲注13 pp.217-221、p.619
- 注30 前掲注13 pp.222-228
- 注31 涌井美夏2001「中世風流人形の祓的性格～興福寺を中心に」『日本人形玩具学会誌』第12号 p.26
- 注32 前掲注13 p.225・226・236・311
- 注33 前掲注13 pp.331-352
- 注34 前掲注13 pp.395-396
- 注35 前掲注13 pp.412-413